

「水使用実態把握に向けたスマートメータのデータ活用技術に関する調査研究  
(公募型共同研究)」公募実施要領

1 件名

水使用実態把握に向けたスマートメータのデータ活用技術に関する調査研究（公募型共同研究）

2 業務概要

(1) 共同研究内容

当局では、デジタル技術を活用したお客様サービスの向上や将来を見据えた業務の効率化、最適化を目的として「水道スマートメータ先行実装プロジェクト推進プラン」を令和4年6月に策定した。推進プランにより、令和6年度までに約13万個のスマートメータを先行的に導入し、その効果を定量的に検証した上で、2030年代までの全戸導入に向けた取組内容を確立していくこととしている。

これまでの検針はほぼ2か月に1回の頻度であったが、スマートメータの導入により1時間に1回の水量データが得られるようになる。これは従前の1,440倍にあたるデータ量であり、これらのデータを分析することで、水使用実態や地域特性の把握等への活用を検討するものである。

(2) 協定期間

契約締結の日の翌日から約1年

(3) 履行場所

- ア 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
東京都水道局 総務部 施設計画課
- イ その他当局の指定する場所

3 適用

本共同研究の公募には、本要領の他に以下の要領等を適用する。内容等が重複する場合、本要領を優先し、次に(1)を優先して適用する。

- (1) 企画書作成要件（水使用実態把握に向けたスマートメータのデータ活用技術に関する調査研究（公募型共同研究）（令和6年1月）（以下、「企画書作成要件」という。）
- (2) 東京都水道局共同研究応募要領（令和5年10月）（以下、「応募要領」という。）

4 公募実施目的

本件は、2の共同研究に関し、複数の開発手法が存在し、いずれを選択するかにより、

目的の達成度や効果に大きな差異が生じる可能性があるため、広く専門的な知見やノウハウを基にした提案を募り、比較検討し、当該研究開発を履行する能力が優れた提案による共同研究を目的として、実施するものである。

## 5 応募資格

共同研究を申し込む業者（以下「応募者」という。）は、申し込み時点で次の条件を満たしていることを必要とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 東京都水道局競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成 18 年 4 月 1 日付 17 水経契第 724 号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (3) 経営不振の状態(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項の更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項の再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、東京都水道局が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。)にない者であること。
- (4) 東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱(平成 22 年 11 月 15 日付 22 水経契第 368 号)第 3 条第 1 項又は第 2 項に基づく排除措置期間中でない者であること。

## 6 公募型共同研究事前説明会について

事前説明会は開催しない。

## 7 業務内容等に関する質問の受付

業務内容等に関する質問がある場合は、次により受け付けるものとする。

- (1) 受付期間  
令和 6 年 3 月 27 日から令和 6 年 4 月 16 日正午まで
- (2) 質問票提出先アドレス  
kaiha2@waterworks.metro.tokyo.jp
- (3) 提出方法  
任意の様式に内容を簡潔に記載し、Eメールにより提出する。  
提出に当たっては、会社名、代表者名、住所（所在地）、担当者、連絡先の電話番号及びメールアドレスを明記すること。
- (4) 回答  
質問に対する回答は、質問者及び応募者全員に、令和 6 年 4 月 18 日正午までに、随時 Eメールにより直接回答する。

## 8 公募型共同研究の応募方法

公募型共同研究に応募する場合は、次により受け付けるものとする。

### (1) 受付期間

令和6年3月27日から令和6年4月26日午後5時まで

### (2) 応募先アドレス

kaiha2@waterworks.metro.tokyo.jp

### (3) 提出方法

任意の様式に応募の旨を記載し、Eメール、持参、郵送又は信書便により提出する。

提出に当たっては、会社名、代表者名、住所（所在地）、担当者、連絡先の電話番号及びメールアドレスを明記するとともに、提出データには、パスワードを設定すること。

### (4) 担当部署

東京都水道局研修・開発センター 開発課

## 9 提出書類等

応募者は、次のとおり企画書等を提出するものとする。

### (1) 企画書等の提出様式及び内容

#### ア 企画書

企画書の様式はA4版（ページ方向は縦・横不問）とする。

表紙には、「水使用実態把握に向けたスマートメータのデータ活用技術に関する調査研究（公募型共同研究）」、応募者名を記載し、2ページ目以降に別に掲示する企画書作成要件に示す内容を漏れなく記入すること。提出様式として応募要領の様式1を使用することが可能であるが、上記の企画書作成要件に示す内容はもれなく記入すること。

なお、共同研究の費用負担割合は、原則、当局と共同研究者とで等分とするが、協議事項であるため、考え方を記入すること。

また、表紙を除き、応募者名、会社のロゴなど、応募者を推定できるものは記入しないこと。

#### イ 会社概要

1部提出すること。様式は指定しないので、既存の冊子データ等で可。

#### ウ 共同研究に係わる既取得特許等の取り扱い

関連部分で既に特許等を取得している場合、類似した研究で既にその基本特許等を取得してある場合、またはこれらの特許等を申請中である場合など、共同研究での課題解決に特許等を使用する必要がある場合は、差し支えない範囲で記入し、1部提出すること。様式は指定しない。

また、今回の共同研究で新たに発生した特許等の取り扱いについては、原則、当局と共同研究者とで等分とするが、協議事項であるため、考え方を記入すること。

エ 補足事項

共同研究の内容について、ア～ウに含まれず、特に補足する事項があれば、1部提出すること。

オ プレゼンテーション資料

企画書等の記載内容を説明するプレゼンテーション用資料を1部提出する。表紙を除き、応募者名、会社のロゴなど、応募者を推定できるものを記入しないこと。

(2) 提出期限

令和6年4月26日 午後5時まで（必着）

期限内に企画書等の一部または全部の提出がない応募者については、本公募を辞退したものとみなす。

また、期限を過ぎて到着・持参された企画書については、一切受領しない。

(3) 提出方法

「9 提出書類等」記載の企画書等一式の PDF データを、次のうちいずれかの方法で提出すること。

また、プロパティ部分に、応募者名、応募者が推定できるものを記載しないこと。なお、当局は、事故等による不到着の責任は負わない。

ア Eメール又はファイル転送サービスによる提出

会社名、代表者名、住所（所在地）、担当者、連絡先の電話番号及びメールアドレスを明記するとともに、提出データには、パスワードを設定すること。

なお、ファイル転送サービスを使用する場合には、セキュリティが担保されたファイル転送サービスを使用し、情報漏えいに十分配慮した形で提出すること。

イ 提出データを格納したCD-Rを持参、郵送又は信書便による提出

CD-Rは、ハードケースに入れて提出すること。

なお、持参の場合の受付時間は、東京都の休日に関する条例（平成元年条例第10号）第1条第1項に定める休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後5時までとする。

(4) 提出先アドレス

kaiha2@waterworks.metro.tokyo.jp

(5) 提出場所

〒158-0085

東京都世田谷区玉川田園調布一丁目19番1号

研修・開発センター 開発課

## 10 審査の実施

### (1) 審査方法

書類による審査とする。審査は当局の技術開発検討委員会において局内の審査委員が行う。

なお、審査のため、企画書等の提出期限以降に、当局より追加の資料提出を依頼する場合がある。提出方法は9(3)のいずれかによるものとし、提出可能である場合は3営業日以内に依頼した資料を、不可能である場合は3営業日以内に理由を提出すること。

### (2) 評価基準

審査は別に掲示する「水使用実態把握に向けたスマートメータのデータ活用技術に関する調査研究（公募型共同研究）評価基準」に基づき、これに記載された評価の観点により5段階で評価を行う。

なお、評価の観点ごとに配点があるものとする。

### (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募者と提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 候補者選定終了までの間に、他の応募者に対して提案の内容を意図的に開示すること。

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 11 結果通知

審査結果については、企画書等の全部を提出期限内に提出した応募者に対し、審査結果の決定後速やかに電話で通知する（令和6年7月ごろの予定）とともに、その後書面の郵送により正式に通知する。希望者には、選定された事業者名、各応募者の得点、自社の順位のみを個別にメールで開示するので、電話での通知をうけた日の翌日から3営業日以内にメールで申し出ること。

本案件の審査結果について苦情がある場合には、電話での審査結果通知を受けた日の翌日から10日以内に、研修・開発センター開発課に対して苦情を申し立てることができる。

## 12 その他

(1) 応募に係る費用は、全て応募者負担とし、当局は一切費用を負担しないものとする。

(2) 提出物は、原則として返却しないものとする。

(3) 審査内容の質問には、一切応じない。

- (4) 詳細については、当局の指示に従うこととする。
- (5) 応募者は提出物の提出と同時に、提出物に係る応募者の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を無償で当局に譲渡するものとする。また、応募者の著作権以外の権利関係の処理は応募者の責任と経費において行うものとする。
- なお、応募者は、提出物に係る著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。）を行使しないものとする。
- (6) 研究の実施に伴い発生する発明等に係る産業財産権は当局と共同研究者の共有とし、その持分はそれぞれ2分の1とする。ただし、その持分は、両者が協議し、互いに同意したときは変更することができる。
- (7) 審査の結果、いずれの提案も採用しない場合がある。
- (8) 営業日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日を算入しない日数をいう。

問合せ先

東京都水道局 研修・開発センター 開発課

電話 03-5483-3513

ファクシミリ 03-5483-2639